

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

平成 23 年に公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）が改正され、小学 1 年生に 35 人学級の導入が決定し、加えて、附則においては、小学 2 年生から中学 3 年生までの学級編成標準も以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめるものと定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は義務標準法改正ではなく教員の加配で小学 2 年生を 35 人学級としたが、それ以降、国の 35 人学級の導入に進展が見られない。

長野県では平成 25 年度に 30 人規模学級（35 人基準）を中学 3 年生まで拡大した。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されず、また、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題が生じるなど多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業及び、きめ細やかな対応を行うためには少人数学級は欠かせない。この少人数学級については、厳しい財政状況にある地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現させるため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

よって、中野市議会は、国に対し、下記事項の実現を強く要望するものである。

記

- 1 国の責任において計画的に 35 人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。
また、そのための教育予算の増額を行うこと
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

宛

長野県中野市議会議長 町田 博文